令和6年(ハ)第■■■■■号 損害賠償請求事件

原告 ■■■■

被告 ENEOS株式会社

原告第3準備書面

令和6年8月9日

東京簡易裁判所民事第5室6係B 御中

原告 ■■■■

目次

はじめに	2
第1 原告の主張	2
1 被告の主張に対する反論	2
(1) 被告には行動基準及び本件規程を含む被告が定めた規程類の遵守の徹底を 図る義務があること	2
(2) 被告が、一定の場合に一定の行為を具体的に行うことを定め、これを公表 した以上、被告には要件に該当する者に対してそれを行う債務があること	3
(3) 被告の本件規程に定める調査によって「結論づけられたもの」は正当とは	
いえないこと	4
(4) まとめ	7
2 被告の認否について	7
(1) 事実A、事実B、事実Cに関する被告の認否の態様が不適切であること	8
(2) 被告が本件支払手続で支払をした本件GSTの支払が契約内容に基づいていなかったという事実の存在を把握したことに関する被告の認否の態様が不	
適切であること	9
(3) 被告が法令等に違反する事実又は違反するおそれのある事実の有無の判断 に影響しない事実について調査した結果を通知したことに関する被告の認否 の態様が不適切であること	10
(4) 違反A、違反B、違反Cに関する被告の認否の態様が不適切であること	11
(5) 被告における業務プロセスがかかわるトラブルに関する状況に関する被告	
の認否の態様が不適切であること	12
第2 被告準備書面(3)の第2に対する認否	13

はじめに

本書に用いる用語の意味は、本書に別段の定義のない限り、被告のコンプライアンスホットライン規程、令和6年7月19日付の原告第2準備書面までの原告の主張書面及び令和6年7月25日付の被告準備書面(3)までの被告の主張書面に定義するところによる。また、引用文の一部で「《豪州子会社》」のように示している表記は、固有名詞の伏せ字を意味する。

第1 原告の主張

- 1 被告の主張に対する反論
 - (1) 被告には行動基準及び本件規程を含む被告が定めた規程類の遵守の徹底を図る義務があること
 - **ア** 被告は、行動基準及び本件規程に定める是正措置及び再発防止策に関する 定めについて、
 - 「法務部長」の職務を定めているもの、
 - 「法務部長およびコンプライアンス責任者」の職務を定めているもの、又 は
 - ENEOSグループの役員及び従業員の義務を定めているものであるから、法人たる「被告」の「義務」を定めているのではないと主張するもののようである。 (注¹)
 - イ 要するに、被告は、行動基準及び本件規程に定める是正措置及び再発防止 策に関して、その実行と通知について、「法務部長」や「コンプライアンス 責任者」、「ENEOSグループの役員及び従業員」の職務や義務を定めて いるだけで、法人としての義務を定めていないと主張している。
 - **ウ** しかしながら、被告は、被告自らが定めて、被告の公式ホームページで公 表している「内部統制システムの整備・運用に関する基本方針」に、
 - ●「ENEOSグループ理念」および「ENEOSグループ行動基準」については、ENEOSグループ各社共通の理念・行動基準としてこれを定め、その浸透・徹底を図る。(第5項(1))
 - 当社とグループ会社の使命・目的、基本的役割、意思決定の権限体系等、 ENEOSグループの運営に関する基本的な事項を規程類において定める

¹ 被告準備書面(3) 第2の1(3)エ「本件規程3.6(1)の」以下(5頁10行目以下)

被告準備書面(3) 第2の1(4)エ「本件規程3.5の」以下(6頁6行目以下)

被告準備書面(3) 第2の4(1)ア「本件規程3.6(1)の」以下(14頁12行目以下)

とともに、ENEOSグループ全体に適用されるべき規程類を整備・運用 し、これら規程類のグループ各社における共有および遵守の徹底を図る。 (第5項(4))

と定めている。(甲28)

- **エ** したがって、被告には行動基準及び本件規程を含む被告が定めた規程類の 遵守の徹底を図る義務がある。
- (2) 被告が、一定の場合に一定の行為を具体的に行うことを定め、これを公表した以上、被告には要件に該当する者に対してそれを行う債務があること
 - **ア** 被告は、被告の公式ホームページに、コンプライアンス体制を整備していることを公表し、「ENEOSグループは、グループ理念に「高い倫理観」を掲げるとともに、これをグループ行動基準に定め、コンプライアンスの徹底を図っています。」と表明している。(注²)

行動基準及び本件規程に定めるコンプライアンスホットラインは、被告に おけるコンプライアンス体制の一環である。

- イ 被告は、行動基準及び本件規程に定める是正措置及び再発防止策に関して、法人たる「被告」の「義務」を定めているのではないと主張しているけれども(注³)、行動基準及び本件規程に定めるコンプライアンスホットラインを含む被告におけるコンプライアンス体制は、法人全体としてのコンプライアンスの徹底を図るために設けられているものであり、その実行を怠ることは法人としての義務違反に他ならない。
- **ウ** 被告は、被告の公式ホームページに、被告がコンプライアンスの徹底を図ることを表明したうえで、行動基準の内容及び本件規程に定めるコンプライアンスホットラインを整備していることを公表しており、被告が、一定の場合に一定の行為を具体的に行うことを定め、これを公表した以上、被告には要件に該当する者に対してそれを行う債務がある。
- (3) 被告の本件規程に定める調査によって「結論づけられたもの」は正当とはいえないこと
 - ア 被告は、本件通報及び追加通報に係る是正措置及び再発防止策に関して、

https://www.hd.eneos.co.jp/esgdb/governance/compliance.html

³ 被告準備書面(3) 第2の1(3)エ「本件規程3.6(1)の」以下(5頁10行目以下)

被告準備書面(3) 第2の1(4)エ「本件規程3.5の」以下(6頁6行目以下)

被告準備書面(3) 第2の4(1)ア「本件規程3.6(1)の」以下(14頁12行目以下)

- 事実A に関しては、本件通報に係る調査の結果(乙3、乙10、乙1
 1)、コンプライアンス違反ではない(法令等に違反するものではない)と結論づけられたもの、及び
- **事実B** に関しては、追加通報に係る調査の結果(乙12の7頁)、「不正 行為等には該当しない」「対応に懈怠は認められなかった」と結論づけら れたもの

であるとして、行動基準第14項(3)又は本件規程3.5に定める是正措置及 び再発防止策の実行、及び本件規程3.6(1)のイ及びウに定める通知事項の 通知は必要でないと主張するもののようである。(注⁴)

事実Cに関しては、被告から主張が無いので、原告から説明する。

- 事実 C に関しては、追加通報及び調査補助者に対する追加通報に係る調査の結果(乙12の5頁及び6頁)、本件支払手続における支払金額836,601豪ドルを示したうえで、「ヒアリングの結果、≪本件事業部内≫で以下の費用については、≪豪州子会社≫から返金を受ける形で還付対象GSTの精算を行ったことを確認できた。(乙12の5頁)」「具体的には、≪本件事業部内≫は豪州のGSTについて税務コンサルタントおよび社内関係部署に不明点を照会し、該当するGSTの請求書について調査し、≪豪州子会社≫からJXTGエネルギーが負担したGST相当額の返金を受けるという手続きをとっており、この対応に不備は認められない。(乙12の6頁)」と結論づけられたものである。
- イ 事実A に関して、原告と調査補助者との間のやり取りのなかで、被告と本件豪州企業との間で締結した契約に関する内容が存在していたことは、原告が既に述べ、被告も認めるとおりである。 (注⁵)
- **ウ** しかしながら、被告のいう「本件通報に係る調査の結果」は、本件支払手続をした行為のどの点が、「コンプライアンス違反ではない(法令等に違反するものではない)」と結論づけられたものであるのかが分からず、全く判然としない内容である。(乙11)
- **エ 事実B** に関して、被告は、「不正行為等には該当しない」「対応に懈怠は

⁴ 被告準備書面(3) 第2の2(3)「原告が原告のいう」以下(7頁9行目以下)

被告準備書面(3) 第2の1(4) オ「上司Aが還付手続で」以下(8頁11行目以下)

被告準備書面(3) 第2の1(4)カ「追加通報に関する」以下(8頁16行目以下)

⁵ 原告第2準備書面 第1の2(1)「ア 原告が」以下(7頁11行目以下) 被告準備書面(3) 第2の2(2)「(2)第1の2(1)」以下(6頁13行目以下)

認められなかった」と結論づけられたものであると主張しているけれども、該当の箇所は、上司Aが還付手続で対応する旨を説明をした行為について、その説明の内容が「事実に基づき、正確に、遺漏なく」作成されたとはいえない情報であるか否かを評価したものではない。(乙12の7頁)

- オ また、被告のいう「追加通報に係る調査の結果」は、「被通報者を含めた ≪ 本件事業部 ≫ においては、GSTに関する問題提起を受けてから、間違いのない対応を期して社内経理部門、≪ 豪州子会社 ≫ 経理部門および税務コンサルタントに照会を行っており、対応に時間を要したことについては理解できる。」と通知しているけれども、照会先が経理部であるのかという点すら判然としないというだけでなく、何について照会したのかが分からず、全く判然としない内容である。(乙12の7頁)
- 力 事実 C に関して、調査補助者は、追加通報及び調査補助者に対する追加通報に係る調査の結果(乙12の5頁及び6頁)に対する原告の質問に回答する際、「≪豪州子会社 ≫ の会計仕訳を調べることは、「コンプライアンス違反ではない」という結論に影響しませんので調査不要と判断しています。さらに言えば、≪豪州子会社 ≫ の財務諸表については、会計監査人である≪コンサルティング会社 ≫ から適正意見を得ていますので、勘定科目についてこれ以上お調べする必要はないと判断しています。」と回答した。(甲25の5(8))
- **キ** しかしながら、財務諸表は企業の経営状態や財務状況を総合的に示すためのものである。会計監査人の適正意見は、一般的に財務諸表が公正に表示されているという保証であり、特定の取引に係る不正を完全に排除するものではない。
- ク そのため、豪州子会社による被告への送金が不正であるか否かを判断する ためには、豪州子会社が本件支払手続で支払った本件GSTについて、豪州 から「≪豪州子会社≫への還付額」として受け取ったことに関する取引記 録を確認する必要がある。
- ケ このように一般的な対応を考えても、上記カの調査補助者による回答は、 追加通報及び調査補助者に対する追加通報に係る調査の結果が不合理な内容 であることを示すものである。(甲25の5(8))
- 以上のとおり、本件通報、追加通報及び調査補助者に対する追加通報に係る調査の結果が判然としない内容又は不合理な内容であることにより、被告が原告に対して従業員の業務遂行にかかわる法令等に違反する事実又は違反

するおそれのある事実の存在を伏せた疑いがが否定できない点について、被告の本件規程に定める調査によって「結論づけられたもの」は、正当性を担保するための根拠が不十分である。

サ よって、被告の本件規程に定める調査によって「結論づけられたもの」は 正当とはいえないから、この「結論づけられたもの」によって、行動基準第 14項(3)又は本件規程3.5に定める是正措置及び再発防止策の実行、及び 本件規程3.6(1)のイ及びウに定める通知事項の通知は必要でないとはなら ない。

(4) まとめ

- $m{P}$ 被告に違反 $m{A}$ 、違反 $m{B}$ 、違反 $m{C}$ が存在し、これらの行為が行動基準又は本件規程に違反する行為であることは、原告が既に述べたとおりである (注 6)。
- イ 被告において法令等に違反する行為が存在したことにより、被告において 規程類の遵守の徹底がなされていたとはいえないから、被告に、行動基準違 反及び本件規程違反に加え、内部統制システムの整備・運用に関する基本方 針の第5項(1)及び(4)の違反が存在する。
- **ウ** 以上により、被告に、行動基準第1項(1)、同第11項(3)、同第12項(3)、同第14項(3)、本件規程3.5、同3.6(1)、内部統制システムの整備・運用に関する基本方針の第5項(1)及び同(4)の違反が存在する。
- エ よって、被告について、債務不履行に基づく責任又は不法行為に基づく責任が成立し、原告は、被告に対して、1円の支払いを求める。

2 被告の認否について

民事訴訟規則79条3項より、相手方の主張する事実を否認する場合には、その理由を記載しなければならない。そして、相手方の法律上の主張を認めない場合には、「争う」と答弁することとされている。

しかしながら、被告準備書面(3)における認否においては、否認する事実に関し、本来記載されるべき否認の理由が記載されていない。また、法律上の主張と事実に関する主張を区別せず、一括して「争う」と認否するなど、民事訴訟規則にのっとった認否がなされていない。

被告に対しては、被告準備書面(3)における認否について訂正する等して、 再度、民事訴訟規則にのっとった認否を求める。

⁶ 原告第2準備書面 第1の4(1)「ア 被告は」以下(19頁11行目以下)

また、裁判所に対しては、被告から信義に従い誠実な認否がなされた後に、必要な訴訟手続を経て、口頭弁論を終結されることを求める(民事訴訟法2条)。

引き続き、被告の準備書面において否認の理由が記載されない場合、原告は、 裁判所に対して文書送付嘱託を申し立てる。

(1) 事実A、事実B、事実Cに関する被告の認否の態様が不適切であること

ア 事実A に関する被告の認否は、本件支払手続に係る支払の内容が、被告と本件豪州企業との間で締結したGSTに関する定めが存在していない契約の内容に基づいていない支払であったことについて、法律上の主張と事実に関する主張を区別せず、一括して「争う」と認否している。(注⁷)

被告は、本件支払手続に係る支払の内容、及び被告と本件豪州企業との間で締結した契約の内容を把握しているはずであるから、事実が異なるのであれば否認し、本件支払手続に係る支払の内容が被告と本件豪州企業との間で締結した契約の内容に基づいていたのか否かを明らかにすべきであるし、正しいのであれば「認める」との認否がなされるべきである。

イ 事実B に関する被告の認否は、被告における本件支払手続に対する対応が、上司Aが原告に対して説明した内容のとおりに対応していなかったことについて、「否認する」と認否している。(注⁸)

原告に対して通知していないだけで、実際には上司Aが原告に対して説明 した内容のとおりに対応していたのであれば、被告は否認の理由として、本 件支払手続に対する対応の内容を明らかにすべきである。

- **ウ 事実 C** に関する被告の認否は、豪州子会社が本件支払手続で支払った本件 G S T について、豪州から「≪豪州子会社 ≫ への還付額」として受けてい ないにもかかわらず、平成 2 9年 7月 3 1 日に被告に対して送金した可能性 があることについて、「否認する」と認否している。(注⁹)
- **エ** しかしながら、本件部長報告において(甲20)、
 - ・ 豪州子会社が、豪州から「≪ 豪州子会社 ≫ への還付額」として受けた金 銭(甲20)と
 - 豪州子会社が、平成29年7月31日に被告に対して送金した金銭 79.315.52豪ドル(甲27)が

⁷ 原告第2準備書面 第1の2(2)「ア 被告において」以下(9頁18行目以下) 被告準備書面(3) 第2の2(3)「(3) 第1の2(2)」以下(7頁7行目以下)

⁸ 原告第2準備書面 第1の2(3)「ア 上司Aは」以下(10頁5行目以下)被告準備書面(3) 第2の2(4)イ、ウ「イ 第1の2(3)イ」以下(8頁1行目以下)

⁹ 原告第2準備書面 第1の2(4)「ア 豪州子会社が」以下(11頁3行目以下) 被告準備書面(3) 第2の2(5)オ、カ、キ「オ 第1の2(4)オ」以下(9頁11行目以下)

同一の支払手続についてのものであるか否かが判然としないことは、原告が既に述べ、被告も認めるとおりであるところ(注¹⁰)、豪州子会社が本件支払手続で支払った本件GSTについて、豪州から「《豪州子会社》への還付額」として受けていないにもかかわらず、平成29年7月31日に被告に対して送金した可能性があることは、間違いのないことである。

- オ それでも、被告が否認するのであれば、被告は、本件支払手続で支払った本件GSTについて、豪州から「≪ 豪州子会社 ≫ への還付額」として受け取ったことに関する取引記録を保有しているはずであるから、否認の理由として、本件支払手続で支払った本件GSTについて、豪州から「≪ 豪州子会社 ≫ への還付額」として受けたことを明らかにすべきである。
- (2) 被告が本件支払手続で支払をした本件GSTの支払が契約内容に基づいていなかったという事実の存在を把握したことに関する被告の認否の態様が不適切であること
 - ア 被告が本件通報に応じて調査補助者と上司Aが協議するという調査を実施した後に、本件豪州企業からGSTを請求されないための何かしらの措置を実行し、被告と本件豪州企業との間で締結したGSTに関する定めが存在していない契約の契約終了日の後に、本件契約の措置を実行したことについて、被告は、その事実を認めるものの、被告が本件支払手続で支払をした本件GSTの支払が契約内容に基づいていなかったという事実の存在を把握したことについて、「否認する」と認否している。(注11)
 - イ 日本企業が豪州企業からGSTを請求された場合に、契約書におけるGS Tに関する条項を確認したうえで、豪州企業と直接コミュニケーションを取 り、GSTの請求に関して確認するという業務プロセスは、一般的な作業で ある。
 - **ウ** したがって、原告から本件通報及び調査補助者に対する追加通報を受けた 被告が、本件支払手続で支払をした本件GSTの支払が契約内容に基づいて いたのか否かを確認していないということは、非常に考えにくい。
 - **エ** それでも、被告が否認するのであれば、被告は、否認の理由として、被告 が本件豪州企業からGSTを請求されたことについて何を調査したのかを明 らかにすべきである。

¹⁰ 原告第2準備書面 第1の2(4)「エ 本件部長報告は」以下(11頁16行目以下) 被告準備書面(3) 第2の2(5)エ「エ 第1の2(4)エ」以下(9頁8行目以下)

¹¹ 原告第2準備書面 第1の3(1)「ア 被告が」以下(13頁3行目以下) 被告準備書面(3) 第2の3(2) キ、ク、ケ「キ 第1の3(1) キ」以下(11頁1行目以下)

- (3) 被告が法令等に違反する事実又は違反するおそれのある事実の有無の判断に 影響しない事実について調査した結果を通知したことに関する被告の認否の態 様が不適切であること
 - **ア** 被告は、被告が原告に対して法令等に違反する事実又は違反するおそれの ある事実の有無の判断に影響しない事実について調査した結果を通知したこ とについて、「否認する」と認否している。(注¹²)
 - イ しかしながら、原告が既に述べ、被告も認めている本件調査報告1及び本件調査報告2における通知の内容からすると(注¹³)、被告が原告に対して法令等に違反する事実又は違反するおそれのある事実の有無の判断に影響しない事実について調査した結果を通知したことは、間違いのないことである。
 - **ウ** それでも、被告が否認するのであれば、被告は、否認の理由として、被告 が調査した結果に関係する法令等を示すべきである。
- (4) 違反A、違反B、違反Cに関する被告の認否の態様が不適切であること
 - ア 違反A に関する被告の否認については(注¹⁴)、上記(2) イ及びウで述べた とおり、被告が本件支払手続で支払をした本件GSTの支払が契約内容に基 づいていたのか否かを確認していないということは非常に考えにくいとこ ろ、それでも、被告が本件支払手続で支払をした本件GSTの支払が契約内 容に基づいていなかったという事実の存在を把握していたことを否認するの であれば、被告は、否認の理由として、被告が本件豪州企業からGSTを請 求されたことについて何を調査したのか等を明らかにすべきである。
 - イ 違反B に関する被告の否認については(注¹⁵)、上記 (1) エで述べたとおり、本件部長報告の内容からすると、豪州子会社が本件支払手続で支払った本件GSTについて、豪州から「≪豪州子会社≫への還付額」として受けていないにもかかわらず、平成29年7月31日に被告に対して送金した疑いが否定できない点について、本件事業部の実務担当者に対しても通知している本件部長報告の内容が「事実に基づき、正確に、遺漏なく」作成されたとはいえない情報であることは間違いのないことである。

¹² 原告第2準備書面 第1の3(2)「ア 本件内部通報制度の」以下(14頁15行目以下) 被告準備書面(3) 第2の3(3)ウ「ウ 第1の3(2)ウ」以下(11頁14行目以下)

¹³ 原告第2準備書面 第1の3(2)「イ ところが」以下(15頁5行目以下) 被告準備書面(3) 第2の3(3)イ「イ 第1の3(2)イ」以下(11頁12行目以下)

¹⁴ 原告第2準備書面 第1の3(3)「ア 調査補助者は」以下(15頁25行目以下) 被告準備書面(3) 第2の3(4)エ、オ「エ 第1の3(3)エ」以下(12頁10行目以下)

¹⁵ 原告第2準備書面 第1の3(4)「ア 本件部長報告は」以下(17頁4行目以下) 被告準備書面(3) 第2の3(5)オ、カ、キ「オ 第1の3(4)オ」以下(13頁8行目以下)

- ウ また、本件部長報告における「2016年11月以降GSTの法改正」に 該当する法改正が特定できないから(甲20)、本件部長報告の内容が「事 実に基づき、正確に、遺漏なく」作成されたとはいえない情報であることは 間違いのないことである。
- エ それでも、被告が本件部長報告の内容が「事実に基づき、正確に、遺漏なく」作成されたとはいえない情報であることを否認するのであれば、被告は、否認の理由として、豪州子会社が本件支払手続で支払った本件GSTについて、豪州から「≪豪州子会社≫への還付額」として受けたこと、また、「2016年11月以降GSTの法改正」に該当する法改正を明らかにすべきである。
- オ 違反 C に関する被告の否認については(注¹⁶)、被告における支払手続に 係る支払の内容が契約内容に基づいていない事態を未然に防ぐための効果的 な再発防止策とは、契約内容の共有方法又は支払手続における確認作業など の業務プロセスを適正化することであることは、原告が既に述べ、被告も認 めるとおりであるところ(注¹⁷)、原告に対して通知していないだけで、実際 には再発防止策を実行していたのであれば、被告は否認の理由として、被告 が実行した効果的な再発防止策を明らかにすべきである。
- (5) 被告における業務プロセスがかかわるトラブルに関する状況に関する被告の 認否の態様が不適切であること
 - ア 被告は、被告において業務プロセスがかかわるトラブルが発生した際、そのトラブルの原因を究明せずに、特定の個人に問題があることがトラブルの原因とする記録をすることが可能な状況であること、及び被告の人事評価制度において、特定の個人に問題があることがトラブルの原因であることを補足するような記録として、根拠なく個人に問題があるとするコメント、抽象的に個人に問題があるとするコメント又は個人の人間性に問題があるとするコメントを記録することが可能な状況であることについて、「否認する」と認否している。(注18)
 - **イ** しかしながら、原告の担当していた債権回収業務において、多額(多数) の債権未回収というトラブルが発生した際に、「業務遂行にあたっての基本

¹⁶ 原告第2準備書面 第1の3(5)「ウ 被告において」以下(18頁23行目以下) 被告準備書面(3) 第2の3(6)イ「イ 第1の3(5)イ」以下(14頁1行目以下)

¹⁷ 原告第2準備書面 第1の3(5)「ウ 被告において」以下(18頁23行目以下) 被告準備書面(3) 第2の3(6)ウ「ウ 第1の3(5)ウ」以下(14頁3行目以下)

¹⁸ 原告第2準備書面 第1の4(2)「ア 債権回収業務の」以下(20頁3行目以下) 被告準備書面(3) 第2の4(2)キ、ク「キ 第1の4(2)キ」以下(15頁17行目以下)

姿勢、教育が出来ていない。債権回収業務において催促を怠り多額の回収漏れを発生させた。GMへの相談・承諾なしにGM承認済みのメールを発信した。先輩社員への相談時、ノートも取らずに同じ質問を何度も繰り返した等々、これまでにどのような教育を受け業務を遂行してきたのか理解に苦しむ。自分の業務内容を理解していないもしくは理解しようとしていないと思われる場面も見受けられた。上司の指示や周囲のアドバイスを素直に受け入れない傾向もあり、より事態を悪化させた面もあった。自分の業務の省力化を最優先させ問題を引き起こす傾向も見られた。」という記録を作成した実績があることは、原告が既に述べ、被告も認めるとおりであるところ

(注¹⁹)、上記アで述べた被告における業務プロセスがかかわるトラブルに関する状況は、特定の個人の問題以外の原因を究明することなく、特定の個人に問題があることがトラブルの原因とする記録をすることが可能であるという点について、間違いのないことである。

- **ウ** また、「使用者が、労働者の人事評価をするに際して、逐一、その裏付けとなる具体的な根拠事実を示す義務があるなどとは解されない(乙3²⁰)」から、被告の人事評価制度において、特定の個人に問題があることがトラブルの原因であることを補足するような記録として、根拠なく個人に問題があるとするコメント、抽象的に個人に問題があるとするコメント又は個人の人間性に問題があるとするコメントを記録することが可能であることは間違いのないことである。
- **エ** それでも、被告が否認するのであれば、被告は、否認の理由として、例えば、トラブルの原因が原告の業務遂行にあたっての基本姿勢だけであったこと、又は業務プロセスに問題があるのか否かを検討した結果を実務担当者に対して共有したこと等を明らかにすべきである。

第2 被告準備書面(3)の第2に対する認否

被告の令和6年7月25日付の被告準備書面(3)に対する原告の認否は、以下のとおりである。なお、以下1ないし3以外については、特に認否しない。

- 1 第2の1(3)、(4)及び4(1)について
 - ア 「本件規程3.6(1)の」以下(5頁10行目以下)、
 - **イ** 「本件規程3.5の」以下(6頁6行目以下)、
 - **ウ** 「本件規程 3. 6 (1) の文言 | 以下(14頁15行目以下)、

¹⁹ 原告第2準備書面 第1の4(2)「ア 債権回収業務の」以下(20頁3行目以下) 被告準備書面(3) 第2の4(2)ウ「ウ 第1の4(2)ウ」以下(16頁3行目以下)

²⁰ 乙3 前回訴訟第一審判決書 第3の4(1)「使用者が、労働者の」以下(33頁22行目以下)

について、争う。原告の主張は上記第1の1(1)のとおりである。

- 2 第2の2(3)及び(4)について
 - ア 「原告が原告のいう」以下(7頁9行目以下)、
 - イ 「上司Aが還付手続で」以下(8頁11行目以下)、
 - **ウ** 「追加通報に関する」以下(8頁16行目以下)、 について、争う。原告の主張は上記第1の1(3)のとおりである。
- 3 第2の6(1)について

「ただし、原告は」以下(18頁10行目以下)について、争う。

被告は、原告第2準備書面において行動基準第1項(1)、同第11項(3)、同第 12項(3)、同第14項(3)及び本件規程3.5の違反を主張する部分が新たに請求原因事実を追加するものであるとして、時機に遅れた攻撃防御方法として却下されるべきであると主張している。

しかし、原告第2準備書面において主張した上記の部分は、それにつき、被告が直ちに認否できない性質のものではない。また、原告第2準備書面において主張した行動基準は、行動基準は、本件規程の前提であり、このことは、原告が既に述べ、被告も認めるとおりである。(注²¹)

本来なら、紛争の一回的解決を図ることが理想ではあるが、法律構成の主張の 追加を理由に却下されることとなれば、原告は、却下される法律構成で、別途、 訴訟を提起することを検討せざるを得ない。

以上

²¹ 原告第2準備書面 第1の1(1)「イ すなわち」以下(3頁26行目以下) 被告準備書面(3) 第2の1(1)「(1)第1の1(1)」以下(4頁10行目以下)